

# 鎌倉市高齢者のための福寿優待サービス事業

令和3年度開始します！事業を利用して、楽しく街へお出かけしませんか。

- 1 福寿優待サービス事業について  
鎌倉市内にお住まいの65歳以上の方が、この事業に協賛している店舗等において「福寿カード」「福寿手帳」を提示することで、割引等の優待の特典を受けることができる事業です。
- 2 福寿カードについて  
令和3年度から無料で配付を開始します。従来の「福寿手帳」よりもサービスが充実し、お財布等に入れて持ち歩きやすく、緊急時の連絡先も記入できるカード型になりました。  
※これまで65歳以上の方に配付していた「福寿手帳」も「福寿カード」と同じようにご利用いただけます。
- 3 福寿優待サービスについて  
優待内容は、協賛店舗等の負担にならない範囲で、自由に設定されています。  
(サービス例：料金割引、飲み物サービスなど)
- 4 福寿優待サービスが受けられる店舗等について  
協賛店舗等には、ステッカーが貼ってあります。一覧は、市役所本庁舎「高齢者いきいき課」窓口や各支所でお渡ししているほか、市ホームページでもご覧いただけます。市ホームページで「福寿優待サービス事業」と検索してください。
- 5 福寿カードの受取り方法について  
市役所本庁舎「高齢者いきいき課」窓口や各支所で、希望者に配付します。対象の方の氏名・生年月日が確認できる公的機関の証明書を持って、ご本人またはご家族がお越しください。※お問合せは、高齢者いきいき課のみ。各支所は配付のみ行っています。なお、これから65歳になる方には、介護保険証とともにご郵送します。

## 6 注意事項

- ① 福寿優待サービス事業は、協賛店舗等のご厚意により運営されています。
- ② 福寿カードは65歳以上のご本人のみ利用できます。
- ③ 福寿カードは、裏面に必ず写真の貼付（スナップ写真可）・氏名等の記入をお願いします。
- ④ 転出等の際はご返却ください。
- ⑤ 福寿カードは、必ず精算前に提示してください。
- ⑥ ルールを守って楽しく利用しましょう。



問い合わせ先

鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課

電話：0467-61-3899（直通） メール：kourei@city.kamakura.kanagawa.jp